資料３

**１　就学前の教育・保育・子育て支援における目標等について（案）**

○阪南市における就学前の教育・保育・子育て支援（以下「就学前教育等」という。）の質と方向性を施設のあり方や運営形態が変化しても将来にわたり保証する仕組みとして公民によるラウンドテーブルを設置されたい。

○ラウンドテーブルにおいて、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「要領・指針等」という。）による取組を常に共有・確認し、就学前教育等の質の向上を図るべく公民で互いに努力されたい。

**【理由】**

1. 平成２７年度から子ども・子育て支援新制度が導入され、全ての子どもが健や

かに成長することができる社会の実現をめざして、幼児期の就学前教育等を総合的に推進することとされている。

1. 阪南市では、就学前教育等について、公立、民間の各園所等において一定の協

働により取り組んでこられたが、公立園所等の施設や設備の老朽化により子どもの安全を確保しながらの取組が困難になりつつあるという状況がある。

1. 上記を踏まえ、今後、公は、民との一層の協働により、市を挙げて将来にわた

り就学前教育等の質と方向性を保証する必要があると考えられる。

1. ラウンドテーブルを設置することにより、就学前教育等の取組内容に関する

様々な事例を検討することでの事例共有、事例を現場に持ち帰り、実践することで取組に磨きがかかり、結果として阪南市の就学前教育等の底上げにつなげていくこと、要領・指針等で定められている内容を確実に遵守することで基本的な内容の平準化を図ること及び基本となる取組に個性のある取組を上積みすることで、阪南市の特性も含め、公民挙げての就学前教育等の質の向上を図ることが可能になると考えられる。

1. 上記の取組を行うことで、施設のあり方や運営形態が変化しても、市全体の就

学前教育等の質の向上に係る様々な取組について、将来にわたり実効性と柔軟性を持たせることが可能になると考えられる。

1. よって、ラウンドテーブルの設置は、妥当である。
2. 本会議において、ラウンドテーブルの設置に関する議論の過程において、現場

の教職員がラウンドテーブルに参加することに対して通常の保育に影響がないよう当該教職員の負担を考慮すべきである等の意見があったことから、次の附帯意見を付す。

**【附帯意見】**

○ラウンドテーブルを設置する際は、十分な準備を行うとともに、教育・保育現場の教職員の負担を考慮されたい。

**２　就学前教育等に取り組むための公民の役割分担について（案）**

○公立園所等においては、子どもの受け皿になり最終のセーフティネットとしての役割を担い、地域の核として民間園やＮＰОと連携を図るなどコーディネーター役となることが望ましい。

○民間園においては、特色ある就学前教育等を展開することにより、保護者の選択肢が広げられることが望ましい。

○公民がより一層連携を行うことにより、公が民での取組を支援する形で、就学前教育等の底上げを図られたい。

**【理由】**

1. 公立園所等においては、民間園では経営的な問題などで対応が難しい、子育てに様々な困難を抱える家庭やアレルギーのある子ども・障がいのある子ども・外国にルーツをもつ子どもなど特別な支援が必要となる子どもの受け皿としての役割を担うとともに親子登園や園庭開放など様々な活動を通じ保護者の情報共有の場や親育ち・子育ちの場となってきたことを踏まえ、保健センターなどの阪南市にある様々な施設や団体との連携を図るコーディネーター役になることが望ましい。
2. 民間園においては、園の独自の理念を生かした教育・保育を実施し、保護者の選択肢の幅を広げる役割が期待できる。
3. 阪南市のこれまでの公民協働の成果を踏まえつつ、公民の一層の協働により阪南市全体の就学前教育等の質の向上に取り組まれたい。

**３　就学前教育等における公民の役割分担を踏まえた、**

**公立での就学前教育等に係る運営の規模・体制・類型について（案）**

○公立幼稚園の適正規模の基準については、各学年において複数の学級を有することが望ましい。

○公立幼稚園が適正規模の基準を満たさなくなり、統廃合の必要が生じた場合は、地域や小学校とのつながりを作るという園区が設置された趣旨を考慮し、その本質が維持されることが望ましい。

○公立園所の類型については、認定こども園及び幼稚園を保護者の選択肢とすることが望ましい。

**【理由】**

1　公立幼稚園では複数学級・単式学級のそれぞれに良さはあるものの、様々な行事や活動を通して向上心や競争意識を養うことができ子どもへの刺激になるだけでなく、教職員にとっても互いの教育・保育を確認し合うことで多角的に子どもを見ることができるようになることなどから、各学年において複数の学級を有することを適正規模の基準として考えられたい。

2　公立幼稚園が適正規模の基準を満たさなくなった場合に統廃合を行うときは、園区が適用されている公立幼稚園においてこれまで作り上げられてきた地域や小学校とのつながりが今後も守られることが望ましい。

3 　認定こども園では、制度上での変更はあるが、子どもが親の就労状況等に左右されることなく同一の園に通園可能となるメリットがある。

4　保育所から認定こども園の移行に関しては、認定こども園化により内部的に大きく変わったなどの事例報告もなく、自然な移行が可能であると考えられる。

5　保護者の選択肢を残すためにも、公立全園所の認定こども園化はすべきでないと考えられる。

参考

阪南市子ども・子育て会議　諮問事項の審議経過

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日 | 主な審議内容 |
| 平成30年1月16日（火） | ・「阪南市における就学前の教育・保育・子育て支援のあり方について」諮問  ・各諮問事項の現状と課題等について  ・諮問1についての検討 |
| 平成30年5月15日（火） | ・ラウンドテーブルについての検討  ・諮問事項2について検討 |
| 平成30年6月18日（月） | ・ラウンドテーブルの方向性についての確認  ・諮問事項2及び3について検討 |
| 平成30年7月13日（金） | ・答申の方向性について確認 |